

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-40797
(P2008-40797A)

(43) 公開日 平成20年2月21日(2008.2.21)

| | | |
|-----------------------------|--------------------|-------------|
| (51) Int.Cl. | F 1 | テーマコード (参考) |
| G06Q 50/00 (2006.01) | G06F 17/60 1 2 2 Z | |
| G09F 3/03 (2006.01) | G09F 3/03 E | |

審査請求 未請求 請求項の数 3 O L (全 7 頁)

(21) 出願番号 特願2006-214305 (P2006-214305)
(22) 出願日 平成18年8月7日(2006.8.7)

(71) 出願人 000005223
富士通株式会社
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号

(71) 出願人 506270237
株式会社印刷の三晃社
愛知県名古屋市南区三吉町五丁目31番地

(74) 代理人 100074099
弁理士 大菅 義之

(74) 代理人 100067987
弁理士 久木元 彰

(72) 発明者 高美 修次
神奈川県川崎市中原区上小田中4丁目1番1号 富士通株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 目隠しシール

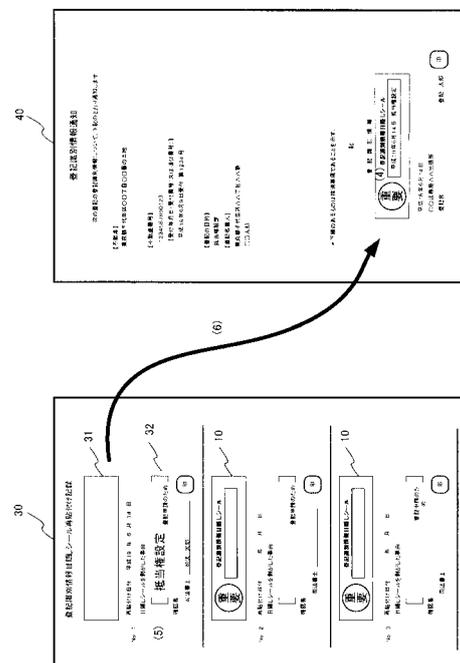
(57) 【要約】

【課題】 真正な利用者の履歴を確実に管理できる目隠しシールを提供する。

【解決手段】 目隠しシール10表面に、本シールが登録識別情報の目隠し用シールであることを示す名称部11と、本シールが重要であることを喚起するための注意喚起部12と、本シールに関する履歴等を記載する履歴記載部13と、を備え、履歴管理シート30に、目隠しシール10を剥離可能に貼付ける貼着台紙部31と、貼着台紙部31から目隠しシール10を剥がした時に日付等の履歴を記載できる履歴記載部32と、を複数備える。

【選択図】 図4

本発明の実施例に係る目隠しシールと履歴管理シートの使用例を説明する図



【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

シールを剥離可能に貼着させる複数の貼着台紙部と該貼着台紙部毎に履歴を記載する履歴記載部とを有する履歴管理シートの前記貼着台紙部に貼着されるシールであって、

該シールを前記履歴管理シートから剥離して登記識別情報通知に貼着した後に剥離すると、再貼着が不可能となる粘着部を備える、

ことを特徴とする目隠しシール。

【請求項 2】

登記識別情報通知に貼着した後に剥離すると再貼着が不可能となる粘着部を有する目隠しシールを剥離可能に貼着させる複数の貼着台紙部と、

該貼着台紙毎に履歴を記載する履歴記載部と、

を備えることを特徴とする履歴管理シート。

【請求項 3】

前記履歴記載部には、履歴番号、再貼付け日付欄、目隠しシールを剥がした事由欄及び確認者の氏名及び押印欄のうち少なくとも 1 つ以上の項目が記載されている、

ことを特徴とする請求項 2 に記載の履歴管理シート。

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0001】**

本発明は、書面に記載された登記識別情報等の情報上に貼付けて第三者に情報が漏洩することを防止する目隠しシールに関する。

【背景技術】**【0002】**

平成 17 年 3 月より、不動産登記法が全面的に改正、施行された。この改正における重要な変更点として、登記済証（いわゆる権利書）に代わって『登記識別情報』の提供が開始されたことがあげられる。

【0003】

この登記識別情報は 12 桁の英数字で構成され、登記権利者の真正性を証明する重要な情報と位置づけられている。例えば、登記識別情報は本人確認手段の一つであり、登記名義人本人による申請であることを登記官が確認するため登記所に提供することが義務付けられている。

【0004】

したがって、登記識別情報が悪意のある第三者に漏洩した場合、不正な登記等の犯罪行為に利用される危険性があり、登記識別情報の管理や秘匿性の確保が重要な課題となっている。

【0005】

このような課題を解決するために、非特許文献 1 には、登記識別情報上に貼られたシールを剥がすときに、書類に割印等の痕跡を残すことによって履歴を管理するシールについて開示されている。

【非特許文献 1】 登記識別情報封印シール、株式会社ホームズ；[2006 年 6 月 14 日 検索]、インターネット<URL: <http://www.homes-sys.co.jp/seal.html>>

【発明の開示】**【発明が解決しようとする課題】****【0006】**

しかし、非特許文献 1 に記載のシールでは、登記識別情報通知の登記識別情報上に貼られたシールに直接割印等の痕跡を残すため、履歴等の数に制限がある。また、剥がしたシールを使用済台紙に再貼付けして保存することにより履歴等の管理を行わなくてはならない。

【0007】

10

20

30

40

50

また、剥がしたシールを故意に使用済台紙貼付けない等の行為を防止することが難しく、記録できる履歴内容にも制限がある。

本発明は、上述した問題に鑑みてなされたものであり、その解決しようとする課題は、真正な利用者の履歴を確実に管理できる目隠しシールを提供することである。

【課題を解決するための手段】

【0008】

上記課題を解決するために、本発明に係る目隠しシールは、シールを剥離可能に貼着させる複数の貼着台紙部と該貼着台紙部毎に履歴を記載する履歴記載部とを有する履歴管理シートの前記貼着台紙部に貼着されるシールであって、該シールを前記履歴管理シートから剥離して登記識別情報通知に貼着した後に剥離すると、再貼着が不可能となる粘着部を備える。

10

【0009】

本発明によると、目隠しシールを登記識別情報通知に貼着する際に履歴管理シートの履歴記載部に履歴を残すことができる。その結果、登記識別情報通知に係る真正な利用者の履歴を確実に管理することが可能となる。

【0010】

また、本発明は、登記識別情報通知に貼着した後に剥離すると再貼着が不可能となる粘着部を有する目隠しシールを剥離可能に貼着させる複数の貼着台紙部と、該貼着台紙毎に履歴を記載する履歴記載部と、を備える履歴管理シートであっても同様の効果を奏する。

【発明の効果】

20

【0011】

以上に説明したように、本発明によると、真正な利用者の履歴を確実に管理できる目隠しシールを提供することが可能となる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0012】

以下、本発明の実施の形態について図1～図4に基づいて説明する。

図1は、本発明の実施例に係る目隠しシール10を説明する図である。

図1には目隠しシール10の表面を示している。目隠しシール10表面は、本シールが登記識別情報の目隠し用シールであることを示す名称部11と、本シールが重要であることを喚起するための注意喚起部12と、本シールに関する履歴等を記載する履歴記載部13と、を備えている。

30

【0013】

なお、本実施例に係る目隠しシール10では、名称部11に「登記識別情報目隠しシール」、注意喚起部12に「重要」及び履歴記載部13に「貼付け年月日」記入欄と「覚書」記入欄、が記載されている場合の例を示している。

【0014】

一方、図示しないが目隠しシール10の裏面は、全体が再貼付けが不可能な粘着面で構成されている。したがって、目隠しシール10は、いったん登記識別情報通知から剥がすと、再度貼付けすることができなくなる。したがって、目隠しシール10を剥がすとその痕跡を残すことになるので、容易に剥がしたことを発見することが可能となる。

40

【0015】

本実施例に係る目隠しシール10では、本シールが再貼付けできないシールである旨（「このシールは一度はがすと再度貼ることができません。ご注意ください。」）を記載して注意を喚起している。

【0016】

図2は、本発明の実施例に係る目隠しシール10の構成例を示す断面図である。

図2に示すように、本実施例に係る目隠しシール10は、名称部11等を表面に印刷する表面基材層21と、目隠しシール10を擬似的に接着させる疑似層22と、目隠しシール10を登記識別情報通知40等に接着するための粘着剤層23と、剥離材層24と、目隠しシール10を履歴管理シート30に接着するための粘着剤層25と、剥離材層26と

50

、で構成されている。

【0017】

表面基材層21に使用する表面基材には、例えば、裏面に隠蔽層及び離型処理を施したアート紙を使用する。また、粘着剤層23及び粘着剤層25に使用する粘着剤には、例えば、アクリル系粘着剤を使用する。

【0018】

また、隔離材層24に使用する隔離材には、PET38 μ mの片面に剥離処理を施したものを使用し、剥離材層26に使用する剥離剤には、グラシン紙の片面に剥離処理を施したものを使用する。

【0019】

なお、本実施例に係る目隠しシール10は、図3で後述するように、剥離剤層26を剥がして履歴管理シート30の所定の位置(貼着台紙部31の位置)に貼付けて使用される。そして、必要に応じて、剥離剤層24を剥がして目隠しシール10を登記識別情報通知40等に接着する。登記識別情報通知40等に接着された目隠しシール10は、登記識別情報通知40等から剥がそうとすると、疑似層22からはがれるため、再度目隠しシール10を登記識別情報通知40等に貼付けることができなくなる。

【0020】

図3は、本発明の実施例に係る目隠しシール10の履歴管理シート30を説明する図である。

図3に示す履歴管理シート30は、目隠しシール10を剥離可能に貼付ける貼着台紙部31と、貼着台紙部31から目隠しシール10を剥がす時に日付等の履歴を記載できる履歴記載部32と、を複数備えている。

【0021】

貼着台紙部31は、図2で説明したように、剥離材層24及び粘着剤層25で構成され、目隠しシール10が粘着面と剥離可能に貼付けられる。

履歴記載部32は、(1)履歴の数を示す履歴番号(図に示す「No.1」、「No.2」、・・・)と、(2)再貼付け日付欄と、(3)目隠しシール10を剥がした事由欄と、(4)確認者の氏名及び押印欄と、で構成されている。

【0022】

例えば、図3では、履歴番号No.1の目隠しシール10が剥がされて、履歴記載部32の再貼付け日付に「平成19年6月14日」、目隠しシール10を剥がした事由に「所有権移転」、確認者の氏名に「司法 太郎」と、記載した例を示している。

【0023】

上述のように、貼着台紙部31における目隠しシール10と履歴記載部32とが近接するように配置されているので、目隠しシール10を剥がした者が忘れずに履歴の記載を行なうことが可能となり、利用者の履歴を確実に管理することができる。

【0024】

なお、履歴記載部32に記載する項目は、図3に示した項目(履歴番号、再貼付け日付欄、目隠しシールを剥がした事由、確認者の氏名及び押印欄)に限定するものではない。用途に応じて必要と思われる項目を記載すればよい。

【0025】

また、図3では、履歴番号がNo.1~No.3までを記載した履歴管理シート30の例を示したが、これに限定する趣旨でなく、必要に応じて履歴の数を決定すればよい。

図4は、本発明の実施例に係る目隠しシール10と履歴管理シート30の使用例を説明する図である。なお、図4に記載の(4)~(6)は、以下に示す(4)~(6)の説明に対応する。

【0026】

図4に示す登記識別情報通知40は、不動産登記の書面申請をした場合に交付される書面である。この登記識別情報通知40は、12ケタの登記識別情報が印刷されて再貼付け不可能なシールで目隠しされた状態で交付される。

10

20

30

40

50

【 0 0 2 7 】

以下、住宅を購入した場合を例に説明する。

(1) 住宅を購入して所有権移転の登記を行なうと登記識別情報通知 4 0 が交付される。

【 0 0 2 8 】

(2) 購入資金を借り入れている場合、更に抵当権設定の登記をしなければならない。この登記に際して、(1) で交付された登記識別情報を提示する必要があるので、登記識別情報の上に貼られているシールを剥がす必要がある。そこで、以下の手順で本実施例に係る目隠しシール 1 0 と履歴管理シート 3 0 を使用する。

【 0 0 2 9 】

(3) (1) で交付された登記識別情報の上に貼られたシールを剥がして登記識別情報を登記所に提示する。

(4) 一番若い履歴番号における目隠しシール 1 0 の「貼付け年月日」記入欄及び「覚書」記入欄を記載する。

【 0 0 3 0 】

(5) (4) で記載した履歴番号における履歴記載部 3 2 の各項目について記載する。

(6) (4) における目隠しシール 1 0 を貼着台紙部 3 1 から剥がし、登記識別情報通知 4 0 の登記識別情報の上に貼付ける。

【 0 0 3 1 】

以上に示したように、本発明の実施例に係る目隠しシール 1 0 と履歴管理シート 3 0 を使用することにより、シールを剥がした詳細な履歴を保存するとともに、登記識別情報の秘匿性の確保が可能となる。

【 0 0 3 2 】

また、当該物件について複数の登記が行なわれる場合には、(3) ~ (6) を繰り返し実施することで、継続的に登記識別情報の秘匿性を確保し、登記識別情報の利用履歴を漏れなく管理することが可能となる。

【 0 0 3 3 】

さらに、真正な利用者の履歴を確実に管理できるので、登記識別情報を知り得たものによる不正利用を防止する効果を奏する。そして、万が一不正利用された場合においても、登記識別情報を知り得た者を容易に特定する事ができ、不正利用者の早期特定が可能となる。

【 図面の簡単な説明 】

【 0 0 3 4 】

【 図 1 】 本発明の実施例に係る目隠しシールを説明する図である。

【 図 2 】 本発明の実施例に係る目隠しシールの構成例を示す断面図である。

【 図 3 】 本発明の実施例に係る目隠しシールの履歴管理シートを説明する図である。

【 図 4 】 本発明の実施例に係る目隠しシールと履歴管理シートの使用例を説明する図である。

【 符号の説明 】

【 0 0 3 5 】

| | |
|-----|----------|
| 1 0 | 目隠しシール |
| 1 1 | 名称部 |
| 1 2 | 注意喚起部 |
| 1 3 | 履歴記載部 |
| 3 0 | 履歴管理シート |
| 3 1 | 貼着台紙部 |
| 3 2 | 履歴記載部 |
| 4 0 | 登記識別情報通知 |

10

20

30

40

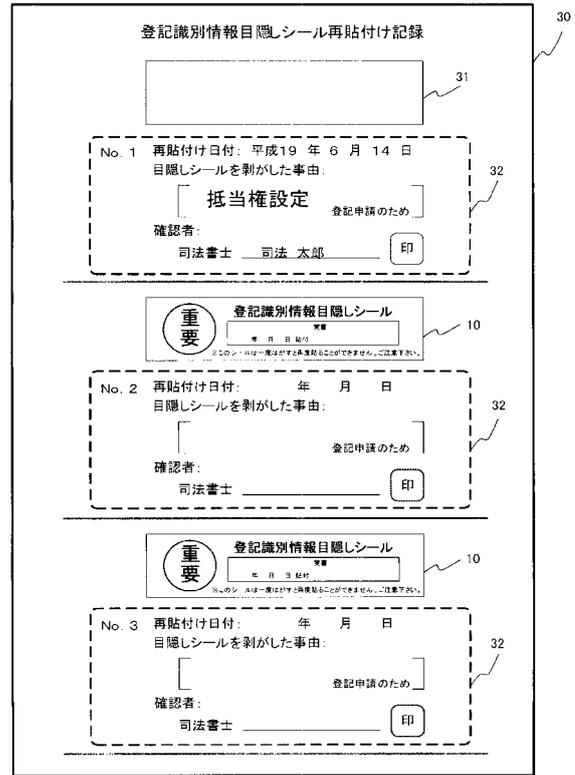
【 図 1 】

本発明の実施例に係る目隠しシールを説明する図



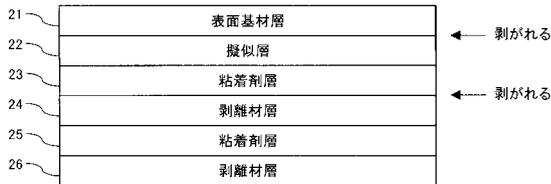
【 図 3 】

本発明の実施例に係る目隠しシールの履歴管理シートを説明する図



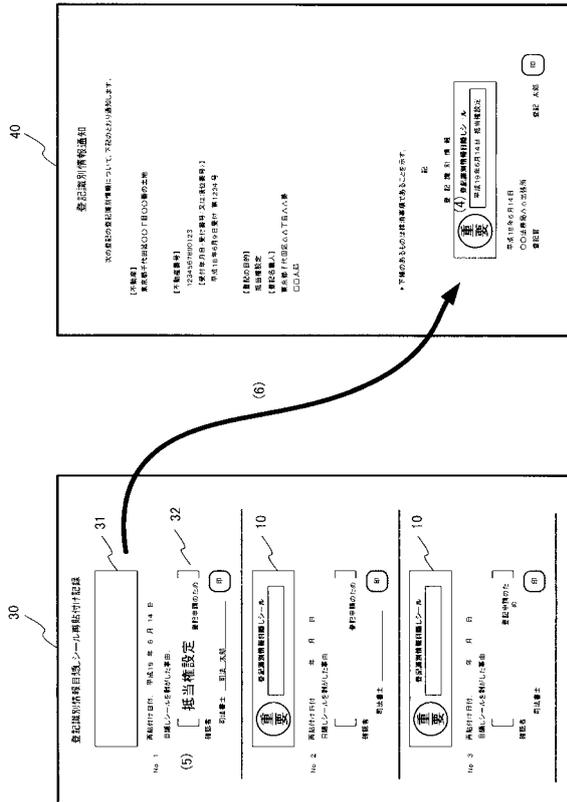
【 図 2 】

本発明の実施例に係る目隠しシールの構成例を示す断面図



【 図 4 】

本発明の実施例に係る目隠しシールと履歴管理シートの使用例を説明する図



フロントページの続き

(72)発明者 村瀬 チョウ 一

愛知県東海市高横須賀公家 2 5 番地の 2 村瀬登記測量事務所

(72)発明者 櫻山 貴文

愛知県名古屋市南区三吉町五丁目 3 1 番地 株式会社印刷の三晃社内